

坂戸市環境報告書



令和7年度版
(令和6年度実績)

坂戸市

目次

第1章 総説	1
1. 市の概要	2
2. 第3次坂戸市環境基本計画の概要	3
3. 坂戸市環境報告書の趣旨	10
第2章 施策の進捗状況	11
1. 達成指標	12
2. 施策指標と施策の主な取組状況	14
第3章 重点プロジェクトの進捗状況	21
1. 重点プロジェクトとは	22
2. 各重点プロジェクトの取組状況	22
第4章 第3次坂戸市環境基本計画に包含する計画の現状	27
1. 坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	28
2. 坂戸市気候変動適応計画	32
参考資料	39
1. 各指標項目の経過	40
2. 計画期間における市の主な実績	47
3. 市の環境に関するデータ	48
4. 環境基本条例	53
5. 用語解説	58

第 1 章 総説

1. 市の概要
2. 第 3 次坂戸市環境基本計画の概要
3. 坂戸市環境報告書の趣旨

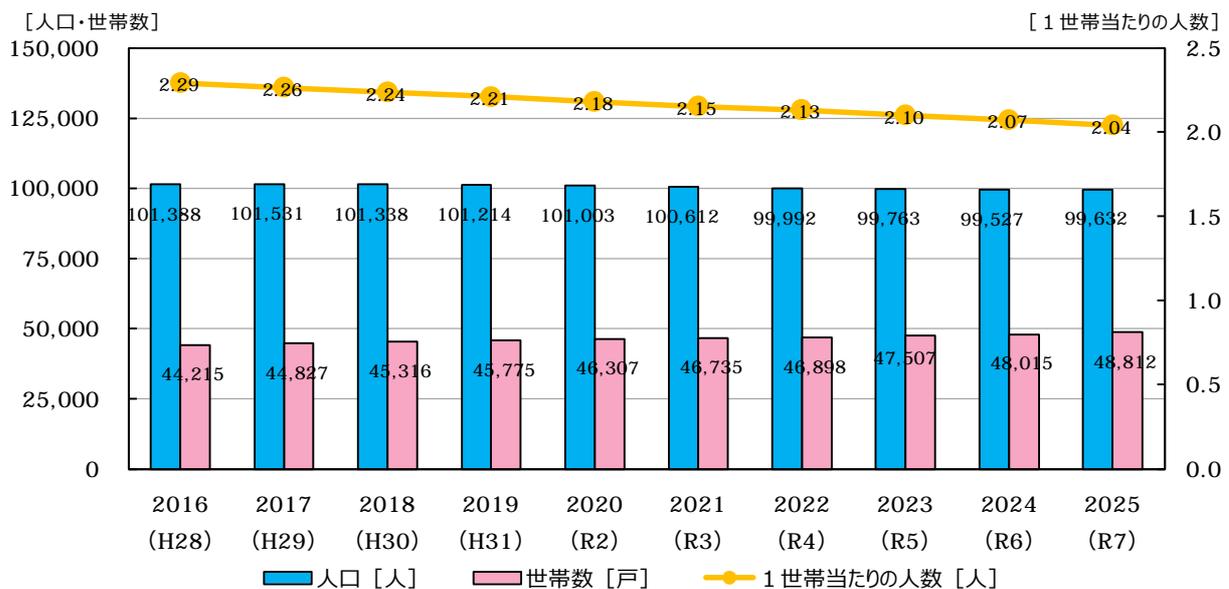
1. 市の概要

1) 地勢

本市は、埼玉県のほぼ中央に位置しおおむね平坦であり、面積は **41.02km²**、東西に **12.7km**、南北に **9.3km** の広がりを持っています。東は川島町、西は日高市、毛呂山町、南は川越市、鶴ヶ島市、北は東松山市、鳩山町と接しています。また、秩父山系から清流として知られる高麗川が南西から東へ流れ、北部で荒川水系入間川の支流である越辺川へ合流する水と緑に恵まれた地域です。

2) 人口

本市の人口は、**2025 (R7)** 年時点で約 **10 万人** です。高度経済成長期には都心から **45km** 圏という利便性から人口が増加し、**2008 (H18)** 年には **10 万人都市** となりましたが、近年は減少傾向にあります。



3) 交通

鉄道は東武東上線の若葉駅、坂戸駅、北坂戸駅、東武越生線の西大家駅があり、東京・神奈川方面へのアクセスに優れています。高速道路については、関越自動車道及び首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が市内を走っており、インターチェンジも整備されています。また、国道 407 号が市内のほぼ中央部を南北方向に走っており、市内の道路網の骨格となっています。

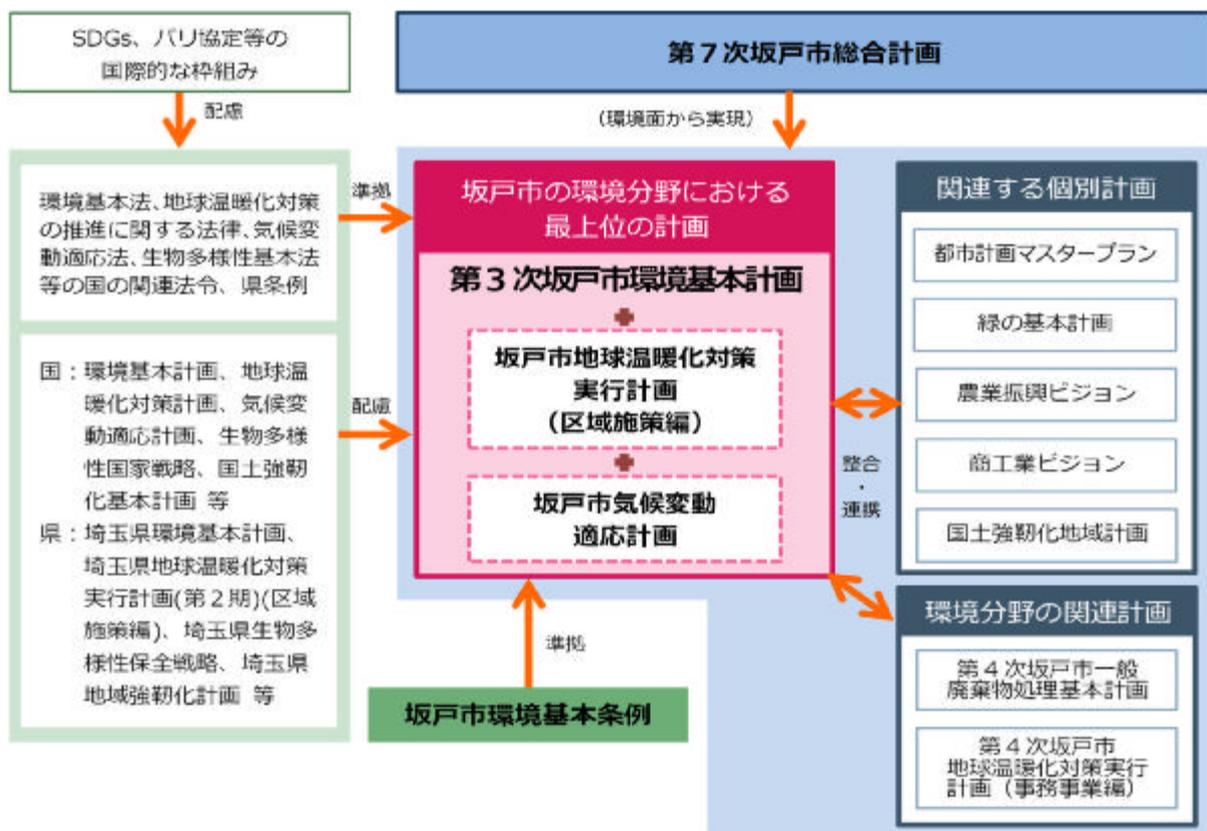
2. 第3次坂戸市環境基本計画の概要

1) 計画の目的と位置付け

坂戸市環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境に関する長期目標と施策の方向性を示すとともに、市民・事業者・市が環境の保全・創造に取り組むための指針を明示するものです。

また、市の最上位計画である「第7次坂戸市総合計画」に掲げる将来像を、環境面から実現するための環境行政の基礎となる計画であり、市の環境分野における最上位の計画として位置付けています。

なお、環境基本計画は、「坂戸市ゼロカーボンシティ*」の実現に向け、「坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「坂戸市気候変動適応計画」を包含した計画となります。



2) 計画の期間

2024 (R6) 年度から 2033 (R15) 年度までの 10 年間



- ※ 社会状況の変化等により必要が生じた場合や中間年次となる 2028 (R10) 年度に見直しを行います。
- ※ 「坂戸市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」の中長期目標については、国の地球温暖化計画に則して、中期目標を 2030 (R12) 年度、長期目標を 2050 (R32) 年度とします。

3) 計画の対象範囲

対象範囲は次に掲げる 5 つの分野を対象範囲とします。

また、対象とする地域は坂戸市全域とし、広域的な取組が必要な事項については、国や県、他の地方公共団体等と協力しながら取り組むものとします。

脱炭素社会	脱炭素社会とは、二酸化炭素排出量実質ゼロが実現した社会のことで、エネルギー消費や温室効果ガス削減に向けた地球温暖化対策が含まれます。 【省エネルギー、再生可能エネルギー、脱炭素型まちづくり…等】
循環型社会	循環型社会とは、天然資源の消費の抑制を図ったうえで、環境負荷の低減を図る社会のことで、ごみの発生回避、排出抑制、再使用、再資源化といった廃棄物対策が含まれます。【4R、食品ロス、ごみ処理…等】
自然・みどり、 生物多様性	自然・みどり、生物多様性には、農地や里山等の地域に応じて形成された自然環境、公園等のまちなかのみどり、動植物の保全が含まれます。【みどりと水辺環境、生きもの、水循環…等】
安全・安心	安全・安心には、日常の生活環境に関する要素や、防災及び気候変動への適応が含まれます。 【公害防止、まちの美化、身近な生活環境問題、気候変動対策…等】
環境教育・学習、 情報発信	社会経済システムや生活様式との関わり等複雑化した環境問題を理解するための機会の創出やそのための情報発信が含まれます。 【環境教育、環境活動、パートナーシップ、環境情報の発信…等】

4) 目指すべき環境像

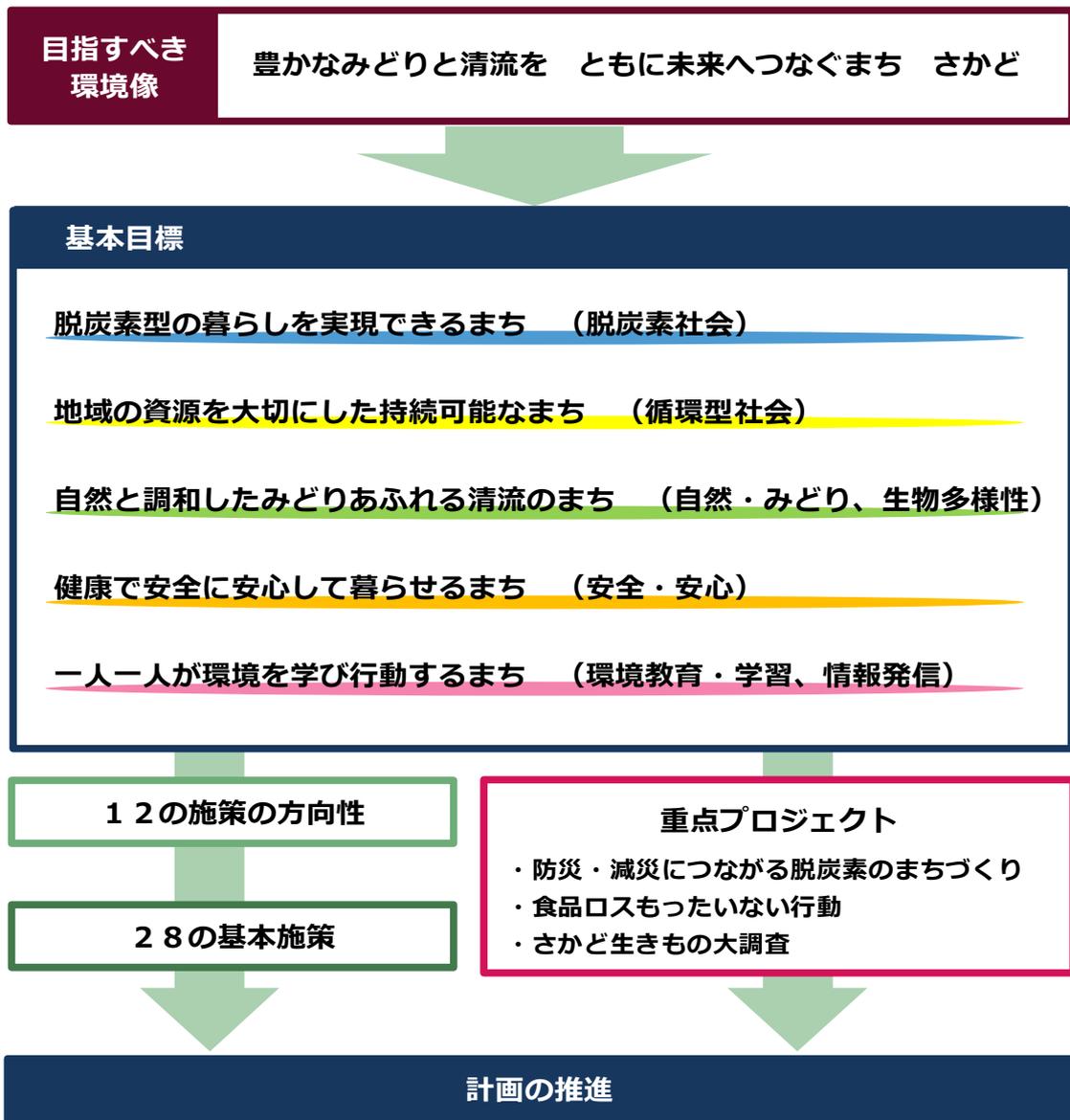
「豊かなみどりと清流を ともに未来へつなぐまち さかど」

- ※ 豊かな自然との共生、脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者・行政が一体となり、ともに様々な施策に取り組み、本市の恵み豊かなみどりや清流高麗川などを、未来の子どもたちにつないでいく決意を込めたものです。

5) 計画の構成

計画の構成は、「目指すべき環境像」を実現するため、5つの「基本目標」ごとに、基本目標の達成に向けた方向性を「施策の方向性」として明らかにするとともに、その方向性に沿い具体的な取組を「基本施策」として定め、施策を推進します。

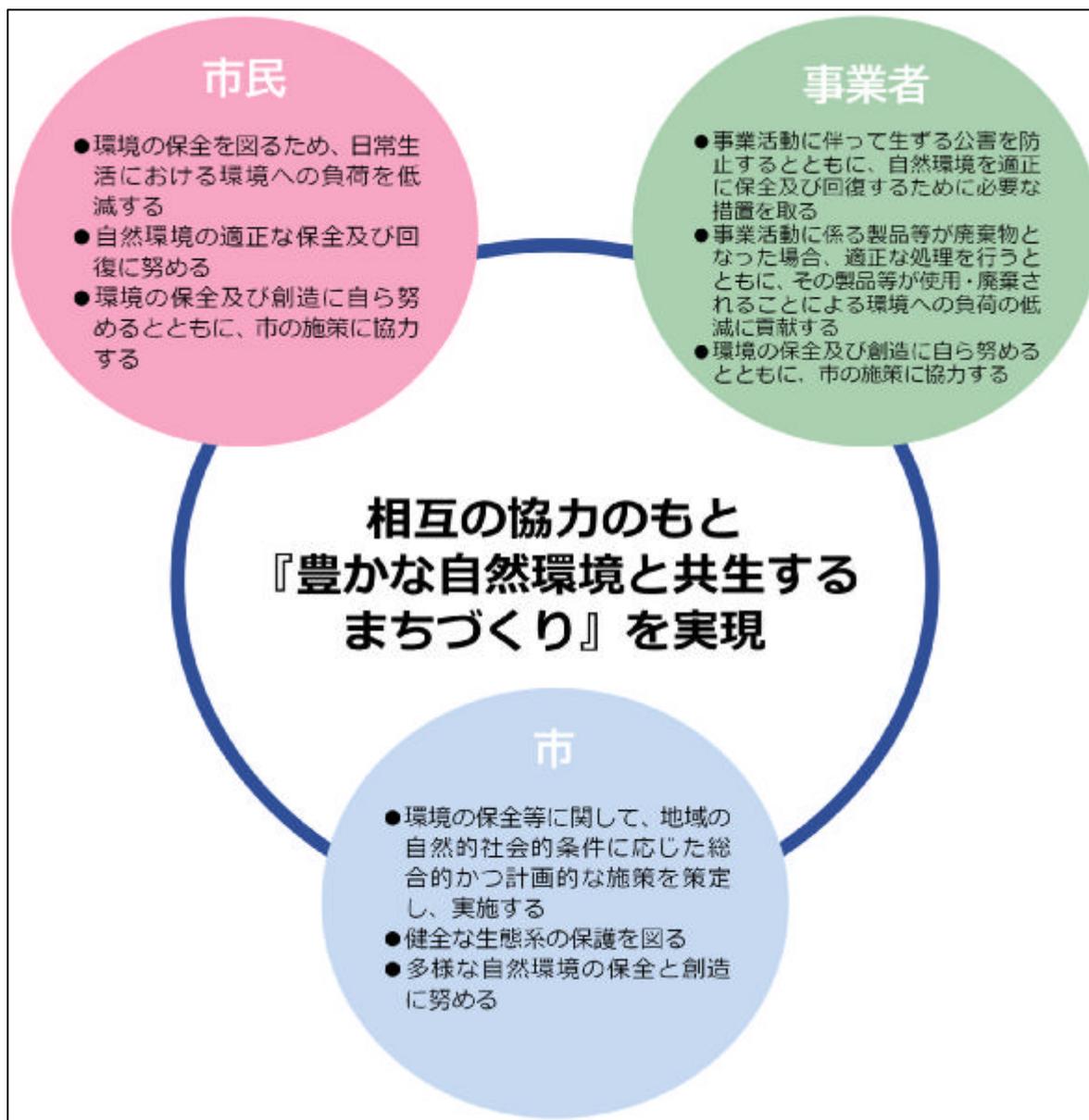
また、「基本施策」とは別に、複数の分野にまたがる事業等を「重点プロジェクト」として施策を展開していきます。



6) 計画の推進主体

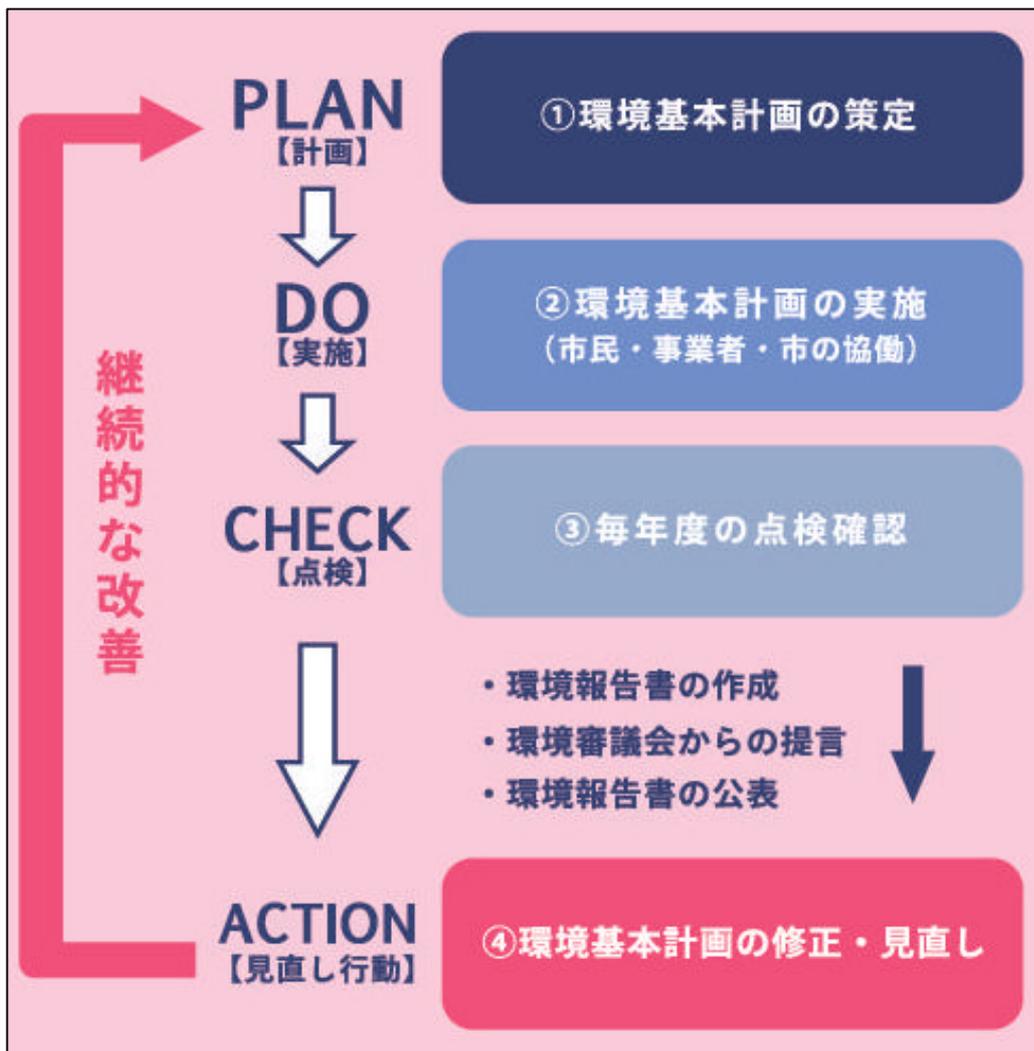
坂戸市環境基本条例に基づいた市民、事業者、市におけるそれぞれの役割のもとに、自主的かつ積極的にその責務を果たし、協働して「豊かな自然環境と共生するまちづくり」を実現します。

各推進主体の役割

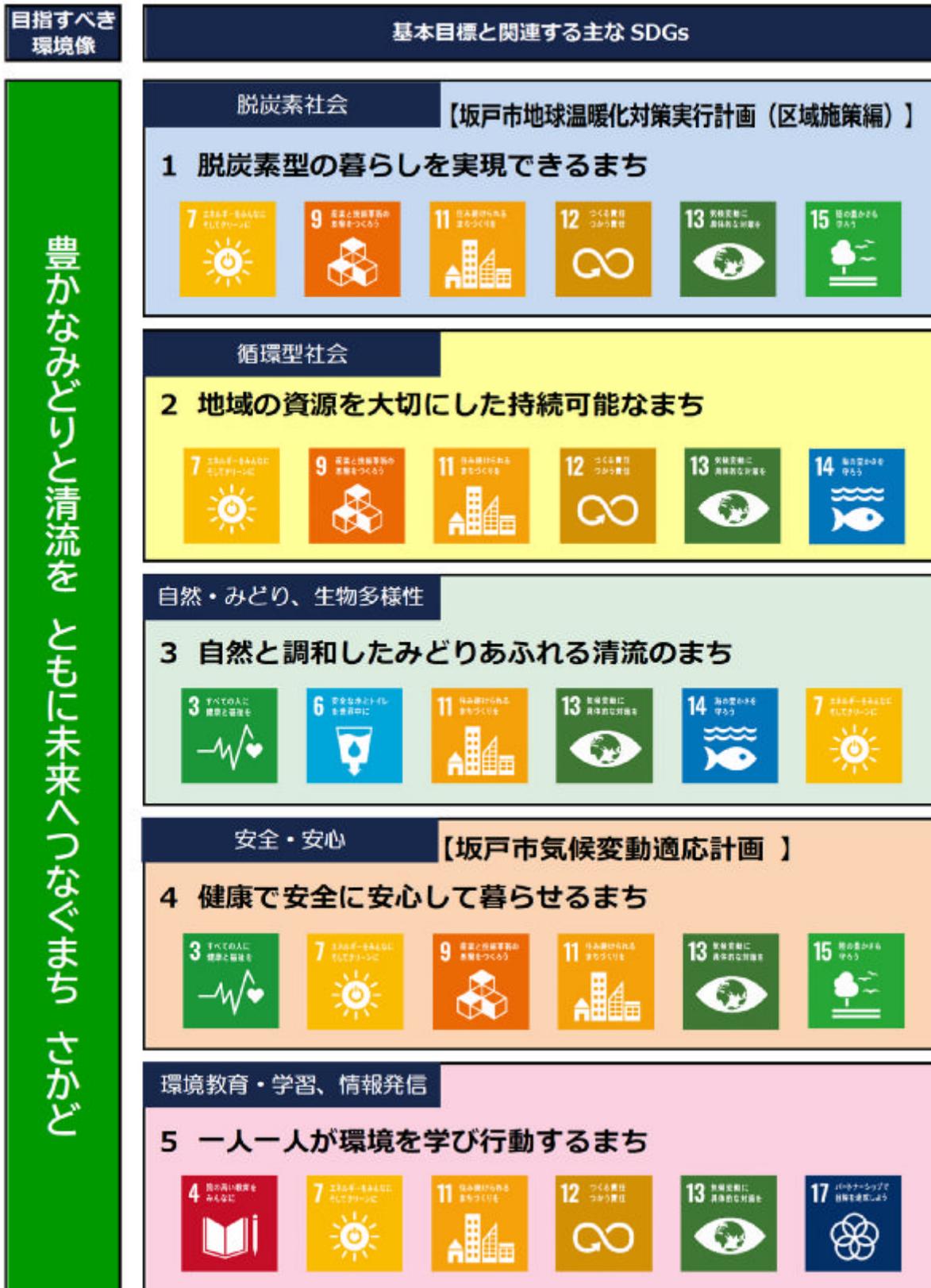


7) 計画の進行管理

計画の実行性を確保するため、計画策定から具体的な行動の実施、運用、継続的な見直し、改善までの一連の流れを右図のPDCAサイクルとして確立させ、計画を推進していきます。



8) 計画の体系図



施策の方向性	基本施策
1-1 再生可能エネルギーの導入を 促進します	(1) 再生可能エネルギーの適切な導入の促進 (由) 再生可能エネルギー由来の電力の推進
1-2 省エネルギー行動を促進します	(1) 家庭における省エネルギー行動の促進 (2) 事業所等における省エネルギー行動の促進
1-3 脱炭素型のまちづくりを推進します	(1) 建築物等の省エネルギー化の推進 (2) 移動手段の脱炭素化の促進 (3) スマートコミュニティの推進
2-1 4Rによる資源の有効活用を 推進します	(1) 4Rの普及、推進 (2) 食品ロス削減の推進 (3) プラスチック使用削減の推進
2-2 環境に配慮したごみ処理体制を 推進します	(1) 適正な収集・処理体制の整備、充実 (2) 廃棄物の再資源化の推進
3-1 自然環境を保全し、みどりの創出を 推進します	(1) 水辺空間の保全と水循環の再生 (2) まちなかのみどりの保全、創出 (3) 農地、里山環境の維持、保全
3-2 生物多様性の保全を推進します	(1) 生物多様性の保全と普及啓発の推進 (2) 動植物の生息・生育環境の保全
4-1 公害のないまちづくりを推進します	(1) 公害防止対策の推進 (2) 継続的な監視、測定の実施
4-2 快適な生活環境の整備を促進します	(1) まちの美化、不法投棄対策の推進 (2) まちなみ景観の維持、向上
4-3 気候変動適応策を推進します	(1) 気候変動に適応したまちづくりの推進 (2) 健康被害対策の推進
5-1 環境教育・環境学習を推進します	(1) 学校における環境教育の充実 (2) 地域における環境学習機会の拡充
5-2 環境保全活動を拡充します	(1) 環境に関する情報受発信の充実 (2) 環境保全活動、イベントの充実 (3) 環境リーダーの育成

3. 坂戸市環境報告書の趣旨

坂戸市環境報告書は、坂戸市環境基本条例（平成 14 年施行）及び環境配慮促進法（平成 17 年施行）に基づき作成しています。また、第 3 次坂戸市環境基本計画（令和 6 年 3 月策定）の年次報告書としても位置づけられています。

なお、この報告書に対する市民の皆様の御意見等をいただき、今後の環境行政に反映させていただきます。

第 2 章 施策の進捗状況

1. 達成指標
2. 施策指標と施策の主な取組状況

1. 達成指標（KGI）

基本目標の達成状況を評価するため、5つの基本目標ごとに「達成指標」を設定し、基本目標に対する施策の評価を行います。評価のタイミングは、次期計画策定時又は、中間見直しや社会状況の変化等において、計画見直しの必要が生じたとき評価を行い、施策の方向性を検討します。（基本目標1の達成指標の主な実績値についてはP29、基本目標2～5についてはP40～44に掲載）

基本目標1 脱炭素型の暮らしを実現できるまち

【坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

達成指標項目	目標設定時の値	目標値 目標年度
市域における二酸化炭素排出量	413千t-CO ₂ 2020（R2）	275千t-CO ₂ 2030（R12）
再生可能エネルギーの導入容量	22,306kW 2020（R2）	44,000kW 2030（R12）

※ 「坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中長期目標は、国の地球温暖化対策計画に準じて設定したことから、基本目標1「脱炭素型の暮らしを実現できるまち」の目標年度のみ、2030（R12）年度としています。

※ 環境基本計画に記載している市域における二酸化炭素排出量について、目標設定時の値に修正がありましたので、値を変更しています。

基本目標2 地域の資源を大切に持続可能なまち

達成指標項目	目標設定時の値	目標値 目標年度
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	627g 2021（R3）	589g 2033（R15）
事業系ごみ排出量	4,625t 2021（R3）	4,500t 2033（R15）
リサイクル率	28.9% 2021（R3）	29% 2033（R15）
生ごみを減らすために食材を使いきると答える市民の割合	66.2% 2022（R4）	83% 2033（R15）

※ 「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」及び「リサイクル率」については、「第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画〔中間年次改訂版〕（令和3年3月策定）」の目標項目及び目標値をもとに算定しています。当該計画の目標値を変更した場合には、連動して目標値を変更します。

基本目標 3 自然と調和したみどりあふれる清流のまち

達成指標項目	目標設定時の値	目標値 目標年度
公共用水域(河川)の環境基準の達成	一部未測定 2021 (R3)	達成 2033 (R15)
まちなかのみどりの豊かさに満足と答えた市民の割合	42.3% 2022 (R4)	43% 2033 (R15)
自然や生きものの豊かさに満足と答えた市民の割合	48.5% 2022 (R4)	50% 2033 (R15)

※ 「公共用水域(河川)の環境基準の達成」については、環境基準が定められた河川(越辺川、高麗川)の水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)、溶存酸素量(DO)、大腸菌数を対象とします。また、2022(R4)年度に環境基準項目が大腸菌群数から大腸菌数に変更になったため、目標設定時の値を一部未測定として記載しています。

基本目標 4 健康で安全に安心して暮らせるまち【坂戸市気候変動適応計画】

達成指標項目	目標設定時の値	目標値 目標年度
大気、騒音、振動の環境基準の達成	一部未達成 2021 (R3)	達成 2033 (R15)
10年前に比べまちがきれいになったと答える市民の割合	12% 2022 (R4)	20% 2033 (R15)
熱中症救急搬送件数	102件/年 2022 (R4) (61件/年坂戸市のみ)	80件/年 2033 (R15) (47件/年坂戸市のみ)

※ 「大気環境基準項目」については、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM2.5)を対象とします。

※ 環境基本計画では、熱中症救急搬送件数については、坂戸・鶴ヶ島消防組合管内で搬送された件数の現状をもとに目標値を設定していました。環境報告書では、坂戸市内から熱中症救急搬送された件数を記載することとし、目標値については、坂戸市と鶴ヶ島市の人口割合で按分した値としています。

基本目標 5 一人一人が環境を学び行動するまち

達成指標項目	目標設定時の値	目標値 目標年度
環境に関する学習講座等の参加割合	2.2% 2022 (R4)	20% 2033 (R15)
埼玉県環境アドバイザー*等の人数	3人 2022 (R4)	10人 2033 (R15)

※ 「埼玉県環境アドバイザー等」とは、埼玉県環境アドバイザー及び埼玉県地球温暖化防止活動推進員*のことを指します。

※ 環境基本計画に記載している埼玉県環境アドバイザー等の人数について、目標設定時の値に修正がありましたので、値を変更しています。

2. 施策指標（KPI）と施策の主な取組状況

基本目標を達成するため、5つの基本目標ごとに施策指標を設定し、基本施策の取組状況に対する評価を行います。評価のタイミングは、2年ごととしますが、中間見直しや社会経済状況の変化等において、計画見直しの必要が生じたとき、達成指標と合わせて評価を行います。

基本目標 1 脱炭素型の暮らしを実現できるまち

【坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

（1）施策指標

施策指標項目	目標設定時の値	実績値	目標値
		2024（R6）年度	目標年度
市の補助金を利用した住宅用太陽光発電システムの総導入量	5,785.5 kW 2021（R3）	6,831.6 kW （達成率 80.0%）	8,600 kW 2030（R12）
埼玉県エコアップ認証事業所*	1 事業所 2022（R4）	1 事業所 （達成率 20.0%）	5 事業所 2030（R12）
市の公共施設から排出される温室効果ガス排出量（年間）	11,803t-CO ₂ 2021（R3）	13,547 t-CO ₂ （達成率 76.6%）	10,375t-CO ₂ 2030（R12）

※ 「坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中長期目標は、国の地球温暖化対策計画に準じて設定したことから、基本目標1「脱炭素型の暮らしを実現できるまち」の目標年度のみ、2030（R12）年度としています。

※ 環境基本計画に記載している市の公共施設から排出される温室効果ガス排出量について、目標設定時の値に修正がありましたので、値を変更しています。

（2）今年度を実施した主な取組

- ・「坂戸市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」を制定し、自然環境や生活環境に配慮した太陽光発電システム設置の普及啓発に努めた。
- ・住宅用太陽光発電システム設置補助金と住宅用省エネルギー機器設置費補助金を交付し、合わせて102件分の補助を実施した。
- ・坂戸市省エネ家電購入費補助金を交付し、電気冷蔵庫、エアコンの買い替えに対し、それぞれ125件分の補助を実施した。
- ・図書館や公園の園内灯等の市公共施設等において、照明をLED照明に取り替えた。
- ・環境学館いずみに電気自動車充電設備を2台設置した。
- ・坂戸・鶴ヶ島消防組合では、新東分署に太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギー由来の電力を導入した。また、坂戸消防署西分署の自家用発電設備及び空調設備の更新し、省エネルギー性能の向上に努めた。

基本目標 2 地域の資源を大切にした持続可能なまち

(1) 施策指標

施策指標項目	目標設定時の値	実績値 2024 (R6) 年度	目標値 目標年度
生ごみ処理器の補助件数 (総数)	5,860 基 2021 (R3)	6,042 基 (達成率 90.7%)	6,660 基 2033 (R15)
廃棄物における厨芥類*の割合 (湿物基準)	34.49% 2021 (R3)	25.03% (達成率 119.9%)	30% 2033 (R15)
年間排出量に対する資源物の 割合	18.5% 2021 (R3)	17.2% (達成率 86.0%)	20% 2033 (R15)
事業所と連携したキャンペーン等の実施回数	年1回 2021 (R3)	3回 (達成率 150.0%)	年2回以上 2033 (R15)

(2) 今年度を実施した主な取組

- ・ 広報紙、ホームページ、坂戸ごみ分別アプリでの啓発のほか、環境教育プログラムや出前講座を実施し、4R*の普及啓発を推進した。
- ・ 雑がみ保管袋を配布し、雑がみの分別を周知するとともにごみとして排出された衣装ケース等の製品プラスチック*のリサイクルを開始した。
- ・ 子育て世帯向けリユース品に子ども服・帽子・靴等を追加し、リユース品 745 点を譲渡した。
- ・ 東清掃センターで販売するリユース家具等のほか、新たに UR 都市機構と連携し、東坂戸団地内でリユース家具の販売を行い、合計で 837 点を販売した。
- ・ 事業者と連携し、8月及び10～11月の2回にわたって、フードドライブ*を実施した。
- ・ 直営で実施しているふれあい収集の訪問する曜日を地区ごとに合わせ、収集時間の効率化を図った。
- ・ 西清掃センターから排出される焼却灰等を全量リサイクルした。
- ・ 下水道汚泥処理処分先として、セメント原料や肥料化を実施している民間企業へ搬出した。

基本目標 3 自然と調和したみどりあふれる清流のまち

(1) 施策指標

施策指標項目	目標設定時の値	実績値 2024 (R6) 年度	目標値 目標年度
合併処理浄化槽への転換件数	31 件/年 2021 (R3)	27 件/年 (達成率 54.0%)	50 件/年 2033 (R15)
オープンガーデン*参加者数	19 人 2021 (R3)	17 人 (達成率 56.6%)	30 人 2033 (R15)
アライグマ捕獲従事者証取得者数	107 人 2022 (R4)	123 人 (達成率 68.3%)	180 人 2033 (R15)

(2) 今年度を実施した主な取組

- ・公共下水道の処理区域内において、快適な暮らしの実現に向けて下水道施設への接続率の向上に務めた。
- ・合併処理浄化槽に転換する方に対して設置費用の一部補助を行うとともに、水質検査を実施した方に対して検査手数料の 2 分の 1 補助を行った。
- ・坂戸市立老人福祉センター城山荘においてグリーンカーテン* (ゴーヤ・アサガオ) の活用による緑化を実施した。
- ・優良農地の保全の一環とし、ほ場整備*を実施した。
- ・「いずみ自然塾」や自然観察講座を実施し、市内の動植物の生息・生育の実態把握に努めた。
- ・特定外来生物* (アライグマ等) の駆除を業務委託及び職員により実施した。

基本目標 4 健康で安全に安心して暮らせるまち【坂戸市気候変動適応計画】

(1) 施策指標

施策指標項目	目標設定時の値	実績値 2024 (R6) 年度	目標値 目標年度
公害等苦情件数	44 件/年 2021 (R3)	84 件/年 (達成率 23.8%)	20 件/年 2033 (R15)
不法投棄処分量	3,360 kg/年 2021 (R3)	2,595 kg/年 (達成率 65.5%)	1,700 kg/年 2033 (R15)
まちのクールオアシス*協力施設数	118 施設 2022 (R4)	110 施設 (達成率 73.3%)	150 施設 2033 (R15)
坂戸市防災アプリの登録者数	5,579 人 2023 (R5)	7,653 人 (達成率 76.5%)	10,000 人 2033 (R15)

(2) 今年度に実施した主な取組

- ・ 県内市町村における河川水質調査の実施状況について調査を行い、調査内容の把握に務めた。
- ・ 大気、水質、道路交通の騒音、有害化学物質等の環境調査を実施し、測定結果を公表した。
- ・ 春と秋に地域美化活動を実施するとともに、ボランティアで清掃活動を行う方に対して火ばさみやほうき等の道具の提供を行った。
- ・ ふん禁止看板の配布や犬猫の適正飼養のチラシを配架するとともに、市内ボランティア団体に対し、避妊去勢手術チケットの配布を行った。
- ・ 樹木剪定や草刈り、植栽を行うなど周辺環境に配慮し、調和のとれた公共施設整備を進めた。
- ・ 総合防災訓練にライフライン事業者の参加を促し、市民への周知・啓発を行った。また、風水害時の対応の確認等、適宜連携を図った。
- ・ ホームページ等をとおして、クールオアシス及びクーリングシェルターを周知するとともに、新規にクーリングシェルターを指定した。

基本目標 5 一人一人が環境を学び行動するまち

(1) 施策指標

施策指標項目	目標設定時の値	実績値	目標値
		2024 (R6) 年度	目標年度
環境学習講座の参加者数	1,846 人/年 2021 (R3)	2,920 人/年 (達成率 58.4%)	5,000 人/年 2033 (R15)
環境関連イベントの参加者数	— (未実施)	861 人/年 (達成率 43.1%)	2,000 人/年 2033 (R15)

※ 環境基本計画に記載している環境学習講座の参加者数について、目標設定時の値に修正がありましたので、値を変更しています。

(2) 今年度を実施した主な取組

- ・ 小・中学校生を対象に生き物自然観察等をテーマにした環境教育プログラムを実施した。
- ・ 環境学館いずみや地域交流センター等で各種環境教育講座を実施し、市民の自主的な環境学習活動を支援した。
- ・ 環境学館いずみにおいて、環境関連イベント「いずみ DAY」や「環境楽習まつり」、「古本市」を開催した。
- ・ 市民花壇*を管理するボランティア団体等へ花苗配布等の支援を実施した。

- ・市民活動フェアにおいて、環境保全活動を行う団体の活動内容を地域住民に周知した。
- ・環境に配慮したイベントを実施してもらうため、イベントにおける環境配慮マニュアルを作成した。
- ・こどもエコクラブ（アースフレンズ）等小学生を対象とした環境教育講座を実施し、環境リーダーの発掘を図った。

第3章 重点プロジェクトの進捗状況

1. 重点プロジェクトとは
2. 各重点プロジェクトの取組状況

1. 重点プロジェクトとは

目指すべき環境像の実現に向け、本市の課題、社会動向等を踏まえて、早期に着手することが求められる事業や分野横断的な事業展開により、本市の複数課題を同時解決に導くことのできる事業を言います。

2. 各重点プロジェクトの取組状況

1) 防災・減災につながる脱炭素のまちづくり

(1) プロジェクトの目的

省エネルギー・再生可能エネルギーの推進がまちの防災・減災にも寄与することを踏まえ、これらに関連づけて啓発することで、市民、事業者の意識の向上を図り、脱炭素のまちづくりを着実に進めていくことを目指します。

(2) プロジェクトの内容

事業所・住宅における既存設備について、省エネルギー機器等への転換や省エネルギー住宅・ビル等の改修について、啓発に努めるとともに、支援を行います。また、太陽光発電システムを中心に導入支援を継続するとともに、防災・減災に寄与する自立・分散型エネルギーの啓発に努めます。

なお、公共施設においては、避難所等防災拠点として指定した施設への太陽光発電システム等の導入について優先的かつ積極的に取り組むとともに、コージェネレーションシステム*、電気自動車（EV）、蓄電池等を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築を進めるなど、市民、事業者の規範となるよう率先して実行します。

(3) 今年度を実施した関係する施策等の主な取組

住宅用太陽光発電システム設置補助金と住宅用省エネルギー機器設置費補助金を交付し、合わせて 102 件分の補助を実施した。

- ・ 坂戸市省エネ家電購入費補助金を交付し、電気冷蔵庫、エアコンの買い替えに対し、それぞれ 125 件分の補助を実施した。
- ・ 太陽光発電設備の導入に向け、坂戸ガス、東京ガスと連携し、太陽光発電設備導入のための共同検証を実施した。
- ・ 本庁舎及び桜中学校の建物耐力度調査を委託により実施した。
- ・ 環境学館いずみに電気自動車の普通充電設備を 2 台導入した。
- ・ 都市計画マスタープランにおいて、エネルギー効率や防災拠点機能の向上のため、住宅や地域防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入を推進することを位置付け

た。

- ・北坂戸地区多世代交流拠点整備事業の公募型プロポーザルにおいて、多世代交流拠
点に求める整備内容に、公共施設の ZEB* 化（ZEB ready 以上）や EV 用の充電機、
非常時用の電源を確保するための太陽光発電設備及び蓄電池の設置を記載した。
- ・図書館や公園の園内灯等の市公共施設等において、照明を LED 照明に取り替えた。
- ・坂戸・鶴ヶ島消防組合では、新東分署に太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギ
ー由来の電力を導入した。また、坂戸消防署西分署の自家用発電設備及び空調設備
の更新し、省エネルギー性能の向上に努めた。



環境学館いずみに設置した普通充電器

2) 食品ロスもったいない行動

(1) プロジェクトの目的

本来食べられるにもかかわらず捨てられている「食品ロス」問題に対し、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、行動変容を起こすための啓発や仕組みづくりを検討することで、食品ロスの削減と市のごみ排出量の削減を目指します。

(2) プロジェクトの内容

家庭や事業者（飲食店・小売業等）から発生する食品ロスの実態把握に努めるとともに、食品ロス削減推進計画を策定し、フードドライブやフードバンク*等の推進を含め、具体的な削減方策を検討します。また、食品ロスの発生抑制につながる取組の情報発信を行うとともに、発生した食品ロスについては、家庭に対しては生ごみ処理器等によるリサイクルを更に推進し、事業者に対してはリサイクル方法の啓発を実施します。

(3) 今年度を実施した主な取組

- ・ 2025(R7)年度までに策定をする第5次坂戸市一般廃棄物処理基本計画について、市民意識調査を実施し、計画書素案を作成した。
- ・ 食品ロスの組成分析を行い、実態把握に努めた。
- ・ 事業者と連携し、8月及び10～11月の2回にわたって、フードドライブを実施した。
- ・ エコショップ認定店舗において、賞味・消費期限が近い食品に貼られた割引シールを集めて景品と交換する食品ロス削減キャンペーンを行った。
- ・ 広報紙やホームページ、坂戸ごみ分別アプリにより食品ロス発生抑制につながる啓発を行った。
- ・ 家庭用生ごみ処理器等購入費補助を54基実施した。
- ・ 事業者に対して、ホームページにより食品ロス削減方法の啓発を行った。
- ・ フードドライブやフードバンクへの寄付をポスター等で周知した。
- ・ 質の高い保育園給食の提供により、食べ残しの削減を図る等食品ロスの発生抑制を推進した。
- ・ 保育園児に対して、食の大切さを幼児期から指導等食育を推進し、食品ロスの発生抑制を実施した。

3) さかど生きもの大調査

(1) プロジェクトの目的

市民や各種団体の協力を得ながら、市内に生息・生育する動植物の情報を継続的に募り、指標動植物をはじめとする生きものの市内の生育・生息状況、分布状況の把握を目指します。

また、希少動植物の生息・生育を支える湧水の調査を合わせて行います。

(2) プロジェクトの内容

調査対象となる動植物を写真入りで紹介した「生きもの調査ガイドブック」を作成し、広く公表・配布することで市内の生物多様性*について周知します。

また、そのガイドブックをもとに、日常生活の中で発見した動植物の日時・場所、写真等の情報を報告いただきます。

報告された情報を取りまとめ、学校教材、自然観察講座等の資料として活用するほか、希少動植物の保全対策、外来種対策等にも活用します。

合わせて、市内の湧水の調査を行い、湧水の水量等の継続的な調査により水循環の状況把握に努め、その保全策の検討を進めます。

(3) 今年度を実施した主な取組

- ・業務委託により市内動植物生息の文献調査を実施し、過去の調査における生息状況の把握と整理を実施した。
- ・文献調査の結果を基に、環境学館いずみのボランティアと協力し、対象動植物や実施方法について協議を実施した。
- ・2025（R7）年7月からの生きもの大調査の実施に向けて準備を進めた。

第4章 第3次坂戸市環境基本計画に

包含する計画の現状

1. 坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
2. 坂戸市気候変動適応計画

1. 坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1) 計画の概要

「坂戸市ゼロカーボンシティ」の実現に向け、地球温暖化対策の推進に関する法律*第21条に基づき策定しました。計画の期間につきましては、国の「2050年カーボンニュートラル宣言」にあわせ、2050（R32）年度までとしますが、計画の内容につきましては、第3次坂戸市環境基本計画と同様、2024（R6）年度から2033（R15）年度までに実施する内容となります。

（1）計画の対象

≪温室効果ガス≫

対象となる温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、7種類としていますが、本市では、排出される温室効果ガスのうち二酸化炭素（CO₂）が99%以上であることを踏まえ、本計画における対象は二酸化炭素のみとしています。

※ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」で対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7種類

≪部門≫

対象となる部門は、国・県と同様に、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、一般廃棄物の5部門としています。

対象ガス	対象部門	排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	産業部門	製造業、農林水産業、建設業におけるエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出
	業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出 自家用車からの排出は「運輸部門（自動車）」に計上
	運輸部門	自家用車、貨物車、二輪車等の自動車利用、鉄道運行におけるエネルギー消費（電気、燃料の使用）に伴う排出
非エネルギー起源 CO ₂	一般廃棄物	家庭及び事業所からの可燃ごみに含まれるプラスチック類や合成繊維等の化石燃料由来のごみの焼却に伴う排出

(2) 計画の目標

計画目標及び導入目標については、基本目標1「脱炭素型の暮らしを実現できるまち」の達成指標項目と同じものになります。

≪計画目標（第3次坂戸市環境基本計画期間内の目標）≫

2030 (R12)年度までに、2013(H25) 年度比で**二酸化炭素排出量 46%削減**

市域における二酸化炭素排出量の経過

達成指標項目	基準年度 2013 (H25)	目標値 目標年度	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
市域における二酸化炭素排出量 (千 t-CO ₂)	512	275 千 t-CO ₂ 以下 2030 (R12)	406	413	443	432

※ 市域からの二酸化炭素排出量は、埼玉県が提供する最新の「県内市町村温室効果ガス排出量 算定結果」をもとに、各部門のエネルギー消費量、二酸化炭素排出量を算出・整理しています。

※ 環境基本計画に記載している市域における二酸化炭素排出量について、目標設定時の値に修正がありましたので、2020 (R2) 年度の値を変更しています。

≪導入目標（第3次坂戸市環境基本計画期間内の目標）≫

2030 (R12) 年度までに、太陽光発電導入容量（累計）を**44,000kW 以上導入**

太陽光発電導入容量の経過

達成指標項目	目標値 目標年度	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
再生可能エネルギー の導入容量 (kW)	44,000 kW 以上 2030 (R12)	22,306	23,140	25,874	26,709

※ 太陽光発電導入容量は、環境省が公表する最新の「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト 自治体排出量カルテ」の値になります。

≪長期目標（坂戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標）≫

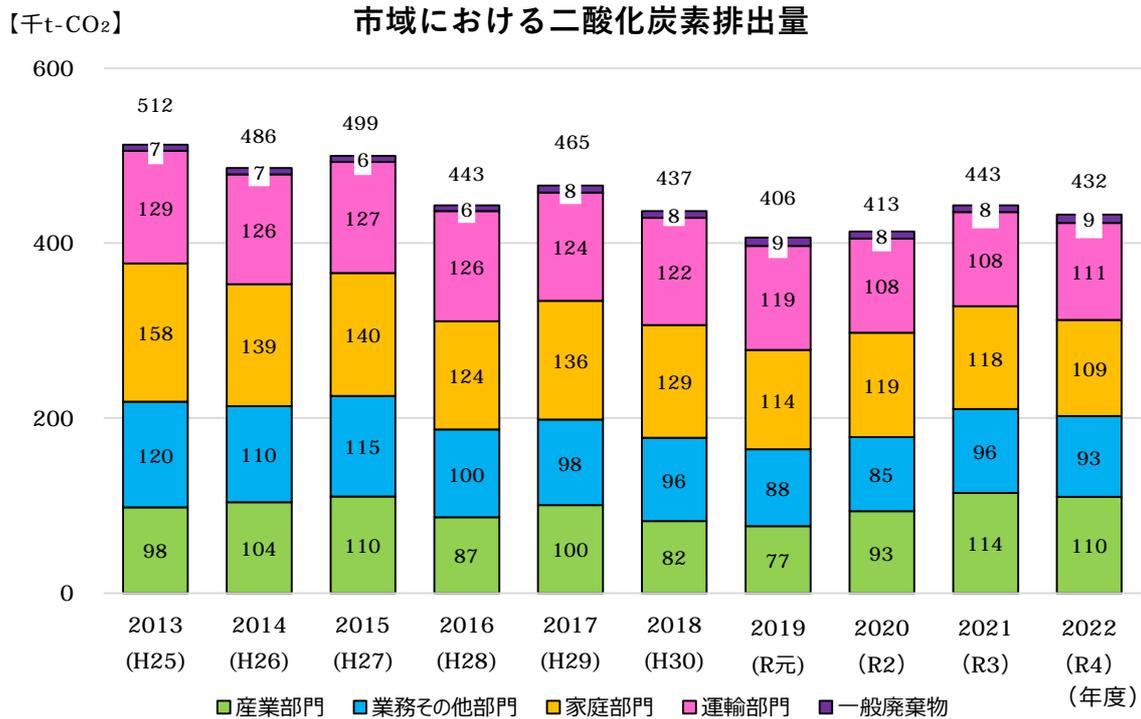
2050 年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ

なお、目標に向けた取組については、P15（基本目標1の取組ページ）に掲載しております。

2) 坂戸市の現状

(1) 市域における二酸化炭素排出量の推移

市域の二酸化炭素排出量については、増減を繰り返しており、基準年度である 2013 (H25) 年度と比べ、15.6%減少しております。部門別で見ると、一般廃棄物と産業部門については、基準年度と比べ増加しているものの、事業その他部門や家庭部門、運輸部門については減少しており、特に基準年度に最も多かった家庭部門からの排出量の減少率は 31% となって最も多くなっております。

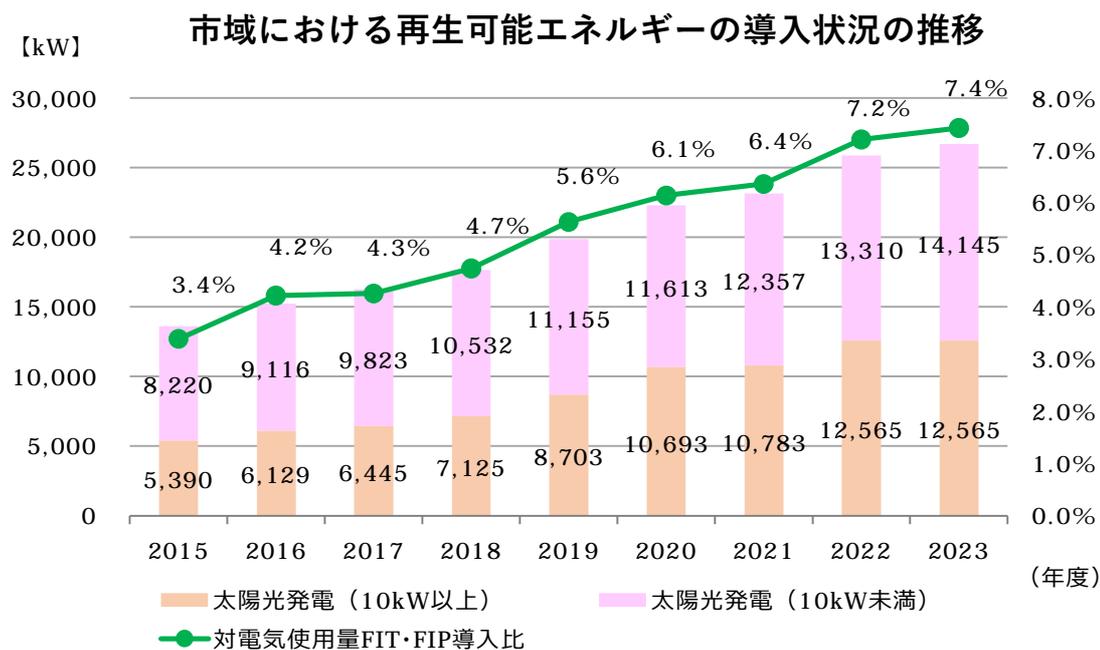


※ 端数を四捨五入しているため合計が合わないことがあります。

資料：埼玉県「県内市町村温室効果ガス排出量算定結果 2022 年度版」

(2) 市域における再生可能エネルギーの導入状況の推移

市域における再生可能エネルギーによる発電設備は太陽光発電のみとなりますが、毎年増加しております。太陽光発電の導入設備容量別にみると、導入設備容量 10kW 以上の発電設備について、2022 (R4) 年度から 2023 (R5) 年度にかけては、増加しておらず、初めて横ばいとなりました。



※ 端数を四捨五入しているため合計が合わないことがあります。

※ 再生可能エネルギー導入設備容量は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (再エネ特措法)」(平成 23 年法律第 108 号) に基づく FIT・FIP 制度で認定された設備のうち買取を開始した設備の導入容量を記載しています。そのため、自家消費のみで売電していない設備、FIT・FIP 制度への移行認定を受けていない設備等は、含まれていません。

資料：環境省「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト 自治体排出量カルテ」

2. 坂戸市気候変動適応計画

1) 計画の概要

温室効果ガス増加の影響で発生する気候変動*に対応するため、気候変動適応法第 12 条に基づく「坂戸市気候変動適応計画」を策定しました。今後は、坂戸市環境基本計画の見直しに合わせて坂戸市気候変動適応計画も見直しを行います。

なお、気候変動の適応に向けた取組については、P17, 18（基本目標 4 の取組ページ）に掲載しております。

2) 気候変動の影響

市内で既に顕在化している又は将来生じることが予測されている気候変動の影響を「埼玉県地球温暖化対策実行計画第 2 期」等を参考に、以下のように整理しました。

(1) 農業分野

本市は、主に水稻が盛んに行われ、野菜は少量多品目生産が特徴です。水稻は、近年、高温に強い品種の「彩のきずな」の生産量が増えています。また、令和元年東日本台風では、本市においても堰等の水利施設をはじめ農業用機械等に被害を受けました。

今後、気候変動の影響は増すものと予想され、それに対応した生産物の品種改良や変更、害虫の駆除等の対策が重要になるとともに、災害に強い施設改良及び発生した場合の迅速な対応を図れるように取り組む必要があります。

(2) 水環境・水資源分野

2013（H25）年に発生した利根川水系での渇水により県営水道の受水に制限が行われました。県営水道の水源である利根川・荒川水系では渇水が頻発しており、これまで取水制限が数年に 1 度の頻度で発生しています。

今後、水需要の増加と渇水が重なった場合は、給水の不足が懸念されます。また、河川の水質変化は、現状確認されていませんが、温暖化に伴う水温上昇により、溶存酸素量(DO)等水質の悪化が予測されます。

(3) 自然生態系分野

近年市内においても温暖化の影響で生息域が広がっているとも指摘されているヌマカエルや南方系の昆虫、マルバツユクサ等の植物が見られるようになりました。また、県内では令和元年東日本台風による大量の降雨で山間地域等から土砂が流出し、魚類の生息に重要である河川の瀬や淵が失われ、従来漁場であった水域で遊漁等ができなくなっています。

今後、気温や水温上昇に伴い、南方系動植物の生息域の拡大が予測されます。

(4) 自然災害分野

令和元年東日本台風では、越辺川（川越市平塚新田地先）の堤防が約 70m にわたり決壊し、市内東部で大規模な浸水被害が発生したほか、飯盛川の越辺川との合流地点及び葛川の高麗川との合流地点においても内水氾濫による浸水被害が発生し、350 戸以上の家屋に被害がありました。

今世紀後半に向けて線状降水帯等の強雨は増加していくと予測されており、雨水幹線からの溢水等により、住宅等への浸水の多発が懸念されます。

(5) 健康分野

2017 (H29) 年から 5 年間の鳩山観測所における嚴重警戒日（暑さ指数（WBGT）*28 以上）及び危険日（暑さ指数（WBGT）31 以上）の日数は、年により変動はあるものの、7 月が 11～28 日、8 月が 20～31 日と、非常に暑い日が続いている状況です。

また、熱中症等の緊急搬送件数は 60 件を超える年も多く、今後の更なる気温上昇に伴い、熱中症等のリスクが高まり、熱中症搬送者数や死亡者数等の増加が懸念されます。

(6) 国民生活・都市生活分野

都市部においては、気候変動による気温上昇にヒートアイランド現象*による気温上昇が加わることで熱ストレスが増大し、暑さへの不快感、睡眠障害、屋外活動への影響等都市生活における快適さに影響を及ぼしています。また、教育現場では、熱中症の危険性が高いため、校庭での授業や水泳等の体育の授業が中止になる等影響が出ています。今後、熱中症等のリスクが更に高まることが予想されます。

3) 市域における気候変動影響評価

埼玉県では、分野ごとに温暖化の影響を評価しています。埼玉県の影響評価結果から、本市において該当するものを抽出し、市域における気候変動の影響評価を次ページに整理しました。特に気候変動の影響が大きいと予測される項目については、●で示しております。

影響評価結果の凡例

【重大性 (A-1)】 ●：特に重大な影響が認められる ◆：影響が認められる -：現状では評価できない
 【緊急性 (A-2)】 ●：高い ▲：中程度 □：低い -：現状では評価できない
 【総合評価 (B)】 ●：大きい ▲：中程度 □：低い -：現状では評価できない

分野	大項目	小項目	影響評価結果		
			現在および短期的な影響		長期的な影響
			重大性 (A-1)	緊急性 (A-2)	総合評価 (B)
農業 林業 水産業	農業	水稻	●	●	●
		野菜等	◆	●	□
		果樹	◆	●	▲
		麦、大豆、飼料作物等	◆	▲	▲
		畜産	◆	□	—
		病害虫、雑草等	◆	—	—
		農業生産基盤	●	●	●
		食料需給	—	—	▲
水環境 水資源	水環境	河川	◆	□	□
	水資源	水供給 (地表水)	◆	▲	□
		水供給 (地下水)	—	—	▲
		水需要	◆	□	□
自然 生態系	陸域生態系	自然林・二次林	◆	●	—
		里地・里山生態系	—	—	—
		野生鳥獣の影響	◆	●	—
	淡水生態系	河川	◆	▲	▲
	その他	生物季節	◆	●	□
		分布・個体群の変動 (在来)	—	—	□
		分布・個体群の変動 (外来)	—	—	—
生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等	—	—	—	
自然災害	河川	洪水	●	●	●
		内水	●	●	●
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●
	その他	強風等	●	▲	▲
健康	暑熱	死亡リスク等	●	●	●
		熱中症等	●	●	●
	感染症	節足動物媒介感染症	◆	▲	●
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響 (光化学オキシダント濃度の上昇)	—	—	—
		脆弱性が高い集団への影響 (高齢者・小児・基礎疾患有病者等)	●	●	●
国民生活 都市生活	製造業	—	◆	—	
	インフラ・ライフライン	水道・交通等	●	▲	●
	文化・歴史等を 感じる暮らし	生物季節	◆	●	□
		伝統行事・地場産業等	◆	—	—
	その他	暑熱による生活への影響	●	●	●

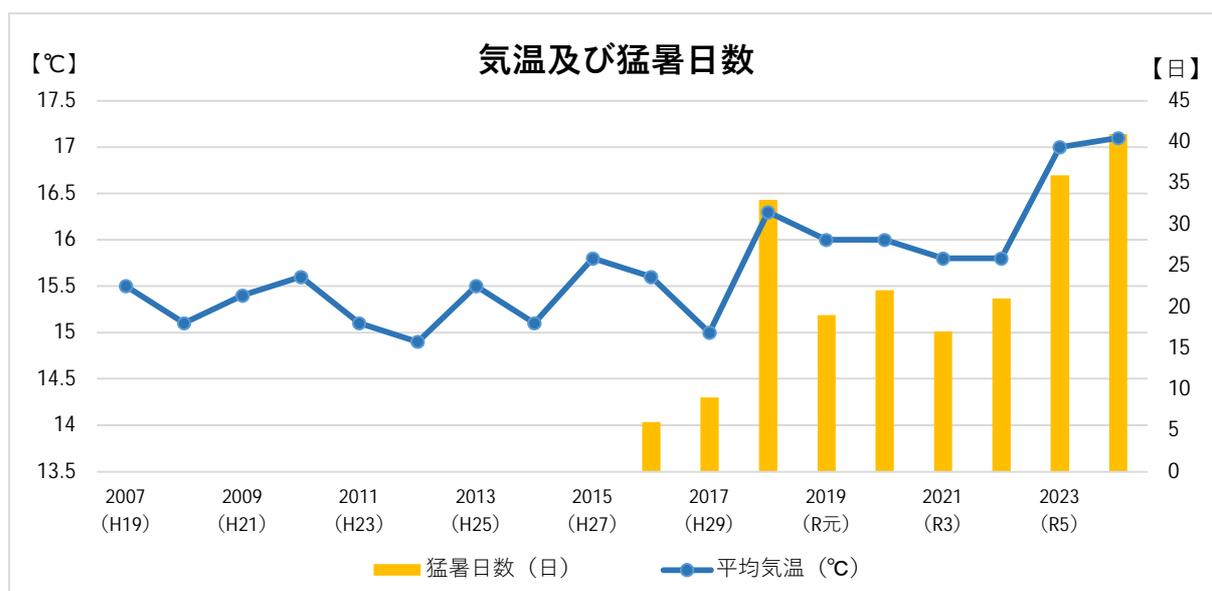
2) 坂戸市の現状

(1) 気温

年	気温 (°C)			猛暑日数 (日)
	最高	最低	年平均	
2007 (H19)	39.1	-2.6	15.5	—
2008 (H20)	36.7	-3.8	15.1	—
2009 (H21)	37.2	-4.3	15.4	—
2010 (H22)	37.9	-5.0	15.6	—
2011 (H23)	39.8	-6.8	15.1	—
2012 (H24)	37.5	-6.2	14.9	—
2013 (H25)	38.4	-5.3	15.5	—
2014 (H26)	38.4	-4.6	15.1	—
2015 (H27)	37.9	-3.5	15.8	—
2016 (H28)	36.7	-5.8	15.6	6
2017 (H29)	36.8	-5.9	15.0	9
2018 (H30)	39.9	-6.0	16.3	33
2019 (R元)	37.6	-4.5	16.0	19
2020 (R2)	39.3	-4.1	16.0	22
2021 (R3)	37.5	-6.1	15.8	17
2022 (R4)	39.3	-5.3	15.8	21
2023 (R5)	38.9	-6.2	17.0	36
2024 (R6)	40.3	-4.5	17.1	41

※ 猛暑日（最高気温 35°C以上の日）については、2007（H19）年に定義されました。

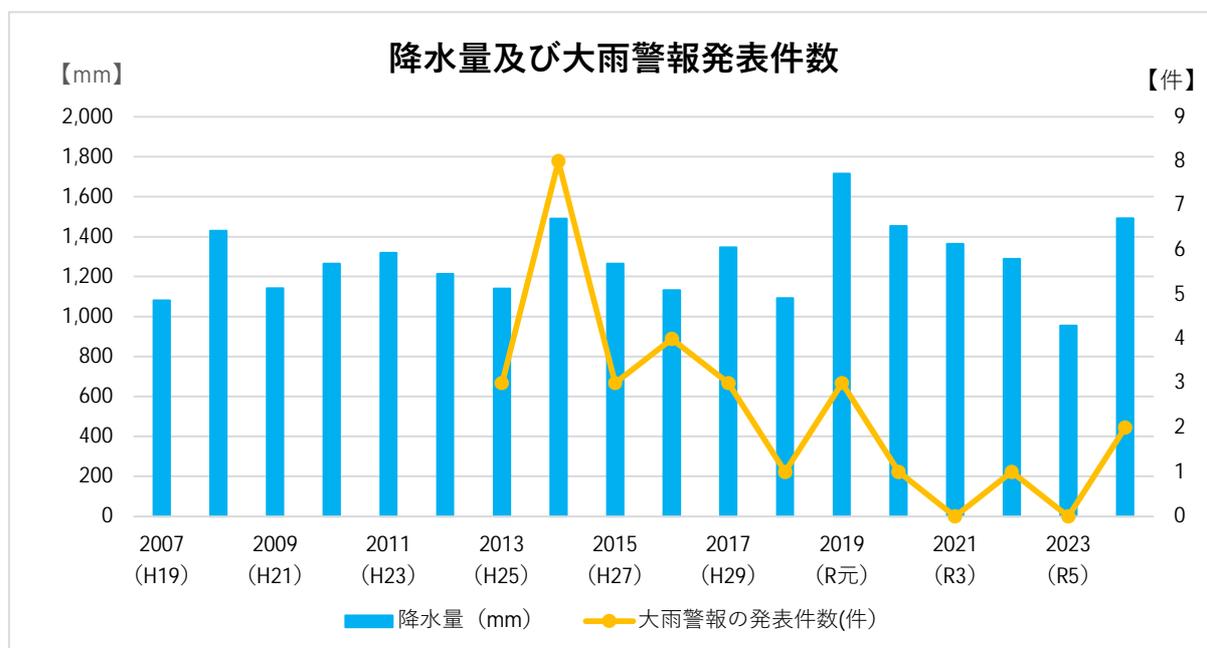
※ 2015（H27）年以前について、集計されたデータはありません。



(2) 降水量

年度	降水量 (mm)	大雨警報*の発表件数	大雨特別警報*の発表件数
2007 (H19)	1,081.5	—	—
2008 (H20)	1,429.0	—	—
2009 (H21)	1,142.0	—	—
2010 (H22)	1,264.0	—	—
2011 (H23)	1,318.5	—	—
2012 (H24)	1,214.0	—	—
2013 (H25)	1,140.5	3	0
2014 (H26)	1,490.0	8	0
2015 (H27)	1,265.5	3	0
2016 (H28)	1,133.0	4	0
2017 (H29)	1,347.0	3	0
2018 (H30)	1,092.0	1	0
2019 (R元)	1,715.0	3	1
2020 (R2)	1,453.0	1	0
2021 (R3)	1,363.5	0	0
2022 (R4)	1,289.0	1	0
2023 (R5)	954.0	0	0
2024 (R6)	1,493.0	2	0

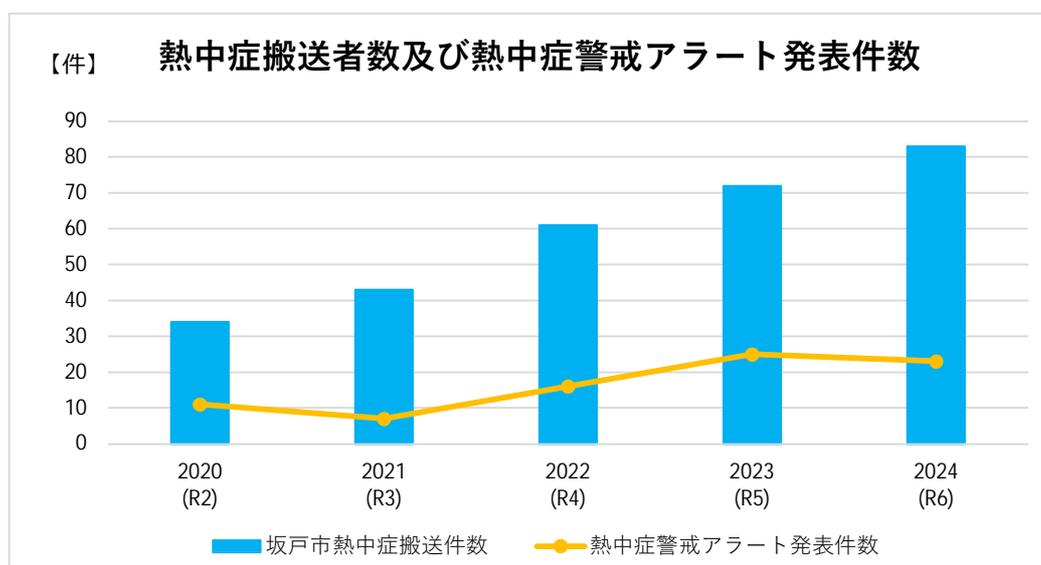
※ 大雨警報及び大雨特別警報については、2013 (H25) 年度から開始されました。



(3) 熱中症

年度	熱中症救急搬送件数	熱中症警戒アラート*発表件数
2033 (R15) (目標値)	47 件以下	
2020 (R2)	34	11
2021 (R3)	43	7
2022 (R4)	61	16
2023 (R5)	72	25
2024 (R6)	83	23

- ※ 環境基本計画では、熱中症救急搬送件数については、坂戸・鶴ヶ島消防組合管内で搬送された件数の現状をもとに目標値を設定していました。環境報告書では、坂戸市内から熱中症救急搬送された件数を記載することとし、目標値については、坂戸市と鶴ヶ島市の人口割合で按分した値としています。
- ※ 熱中症警戒アラート発表件数については、埼玉県内の発令件数になります。(2020 (R2) 年7月から試験運用が開始され、2021 (R3) 年4月から全国で運用が開始されました。)



参考資料

1. 各指標項目の経過
2. 計画期間における市の主な実績
3. 市の環境に関するデータ
4. 環境基本条例
5. 用語解説

1. 各指標項目の経過

1) 達成指標

基本目標1 脱炭素型の暮らしを実現できるまち【坂戸市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】

- ・ 市域における二酸化炭素排出量
- ・ 再生可能エネルギーの導入容量

P29(坂戸市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))に掲載しております。

基本目標2 地域の資源を大切にした持続可能なまち

達成指標項目	目標値 目標年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
市民1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (g)	589g以下 2033 (R15)	627	613	586	587
事業系ごみ排出量 (t)	4,500以下 2033 (R15)	4,625	4,501	4,390	4,429
リサイクル率 (%)	29.0以上 2033 (R15)	28.9	28.3	26.3	25.8

基本目標3 自然と調和したみどりあふれる清流のまち

- ・ 公共用水域(河川)の環境基準の達成

実施事項			環境基準	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	
水素イオン濃度 (pH)	高麗川	城山橋	6.5~8.5	8.0	8.0	8.3	8.1	
		万年橋		7.8	8.0	8.2	8.0	
		北坂戸橋		7.8	7.9	7.9	7.9	
	越辺川	石今橋		7.7	7.8	7.9	7.7	
		高坂橋		7.7	8.1	8.0	7.9	
		川越境		7.6	7.6	7.7	7.7	
生物化学的酸素要 求量(BOD) (mg/L)	高麗川	城山橋	2.0以下	2.2	0.6	0.7	0.6	
		万年橋		2.3	0.8	0.8	0.5	
		北坂戸橋		1.0	0.8	0.8	0.5	
	越辺川	石今橋		3.0以下	0.8	0.8	0.6	0.5
		高坂橋			0.9	0.9	1.0	0.5
		川越境			3.0	2.5	5.5	1.7

実施事項			環境基準	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
浮遊物質 (SS) (mg/L)	高麗川	城山橋	25.0 以下	3.8	1.3	1.5	2.0
		万年橋		4.3	1.5	2.5	2.0
		北坂戸橋		3.3	1.3	2.0	3.0
	越辺川	石今橋		3.3	1.8	2.3	2.0
		高坂橋		5.3	3.0	8.5	4.0
		川越境		11.0	6.8	18.0	6.0
溶存酸素量 (DO) (mg/L)	高麗川	城山橋	7.5 以上	9.7	9.6	10.4	10.0
		万年橋		9.9	10.6	10.6	9.6
		北坂戸橋		10.3	10.8	10.6	9.6
	越辺川	石今橋	5.0 以上	9.7	10.4	10.0	9.4
		高坂橋		9.1	10.7	10.4	10.0
		川越境		8.4	8.4	8.0	8.4
大腸菌数 (CFU/100mL)	高麗川	城山橋	300 以下		57	110	75
		万年橋			33	30	44
		北坂戸橋			20	35	32
	越辺川	石今橋	1,000 以下		122	94	182
		高坂橋			23	47	55
		川越境			55	116	129

※ 2022 (R4) 年度に環境基準項目が大腸菌群数から大腸菌数に変更になったため、2021 (R3) 年度の大腸菌数については記載していません。

※ 値は年 4 回の測定の平均値になります。



基本目標 4 健康で安全に安心して暮らせるまち【坂戸市気候変動適応計画】

- ・ 大気、騒音、振動の環境基準の達成

≪大気≫

実施事項	環境基準	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
二酸化窒素 (ppm)	0.04~0.06ppm 以内又はそれ以下	0.017	0.02	0.019	0.007
浮遊粒子状物質 (SPM) (mg/m ³)	0.10mg/m ³ 以下	0.03	0.031	0.031	0.012
微小粒子状物 (PM2.5) (μg/m ³)	35 μg/m ³ 以下	9.4	20.5	19.2	8.6

※ 値は年間の平均値になります。(測定地点：芦山公園)

- ・ 大気関係の環境基準

二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm の範囲内、又はそれ以下
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ 1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下

≪騒音≫

年度	実施事項		環境基準	要請限度	測定値 (単位：dB)
2021 (R3)	川越越生線	昼間	70 以下	75 以下	71
		夜間	65 以下	70 以下	65
	坂戸停車場線	昼間	70 以下	75 以下	59
		夜間	65 以下	70 以下	52
	上伊草坂戸線	昼間	70 以下	75 以下	66
		夜間	65 以下	70 以下	60
2022 (R4)	関越自動車道	昼間	70 以下	75 以下	61
		夜間	65 以下	70 以下	59
	日高川島線	昼間	70 以下	75 以下	67
		夜間	65 以下	70 以下	61

年度	実施事項		環境基準	要請限度	測定値 (単位: dB)
2023 (R5)	一般国道 407 号 (片柳地内)	昼間	70 以下	75 以下	69
		夜間	65 以下	70 以下	66
	一般国道 407 号 (八幡地内)	昼間	70 以下	75 以下	65
		夜間	65 以下	70 以下	62
	川越坂戸毛呂山線 (にっさい花みず木地内)	昼間	70 以下	75 以下	65
		夜間	65 以下	70 以下	61
	川越坂戸毛呂山線 (善能寺地内)	昼間	70 以下	75 以下	66
		夜間	65 以下	70 以下	61
片柳川越線	昼間	70 以下	75 以下	67	
	夜間	65 以下	70 以下	61	
2024 (R6)	一般国道 407 号 (八幡地内)	昼間	70 以下	75 以下	65
		夜間	65 以下	70 以下	62
	日高川島線 (石井地内)	昼間	70 以下	75 以下	66
		夜間	65 以下	70 以下	57
	ときがわ坂戸線 (小山地内)	昼間	70 以下	75 以下	68
		夜間	65 以下	70 以下	62



※ 調査地点については、2024 (R6) 年度分のみ表示しています。

・熱中症救急搬送件数

P37 (坂戸市気候変動適応計画) に掲載しております。

基本目標 5 一人一人が環境を学び行動するまち

達成指標項目	目標値 目標年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
埼玉県環境アドバイザー等の人数 (人)	10人以上 2033 (R15)	3	3	3	2

※ 環境基本計画に記載している埼玉県環境アドバイザー等の人数について、目標設定時の値に修正がありましたので、2022 (R4) 年度の値を変更しています

2) 取組指標

基本目標 1 脱炭素型の暮らしを実現できるまち【坂戸市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】

施策指標項目	目標値 目標年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
市の補助金を利用した住宅用太陽光発電システムの総導入量 (kW)	8600 kW 以上 2030 (R12)	5,786	6,119	6,437	6,832
埼玉県エコアップ認証事業所 (事業所)	5 事業所以上 2030 (R12)	1	1	1	1
市の公共施設から排出される温室効果ガス排出量 (年間) (t-CO ₂ /年)	10375 t-CO ₂ 以下 2030 (R12)	11,803	12,685	13,358	13,547

※ 環境基本計画に記載している市の公共施設から排出される温室効果ガス排出量について、目標設定時の値に修正がありましたので、2021 (R3) 年度の値を変更しています。

基本目標 2 地域の資源を大切に持続可能なまち

施策指標項目	目標値 目標年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
生ごみ処理機の補助件数 (総数) (基)	6,660 基以上 2033 (R15)	5,860	5,937	5,988	6,042
廃棄物における厨芥類の割合 (湿物基準) (%)	30%以下 2033 (R15)	34.49	22.77	30.93	25.03
年間排出量に対する資源物の割合 (%)	20%以上 2033 (R15)	18.5	17.8	17.6	17.2
事業所と連携したキャンペーン等の実施回数 (回/年)	年 2 回以上 2033 (R15)	1	1	2	3

基本目標3 自然と調和したみどりあふれる清流のまち

施策指標項目	目標値 目標年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
合併処理浄化槽への転換件数（件）	50 件以上 2033 (R15)	31	27	37	27
オープンガーデン参加者数（人）	30 人以上 2033 (R15)	19	18	17	17
アライグマ捕獲従事者証取得者数（人）	180 人以上 2033 (R15)	94	107	117	123

基本目標4 健康で安全に安心して暮らせるまち【坂戸市気候変動適応計画】

施策指標項目	目標値 目標年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
公害等苦情件数（件/年）	20 件以下 2033 (R15)	44	47	49	84
不法投棄処分量（kg/年）	1,700 kg以下 2033 (R15)	3,360	970	1,340	2,595
まちのクールオアシス協力施設数 （施設）	150 施設以上 2033 (R15)	112	118	129	110
坂戸市防災アプリの登録者数（人）	10,000 人以上 2033 (R15)	3,478	5,397	5,579	7,653

基本目標 5 一人一人が環境を学び行動するまち

施策指標項目	目標値 目標年度	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
環境学習講座の参加者数（人/年）	5,000人以上 2033（R15）	1,846	2,237	2,448	2,920
環境関連イベントの参加者数（人/年）	2,000人以上 2033（R15）		440	784	861

環境学習講座実施担当課等	2021（R3）	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）
環境政策課（人）	0	0	52	67
環境学館いずみ（人）	1480	1,697	1,906	2,193
西清掃センター（人）	376	540	490	610
地域交流センター（人）	0	0	0	50

環境関連イベント	2021（R3）	2022（R4）	2023（R5）	2024（R6）
いずみ DAY（人）			520	554
環境楽習まつり（人）		38	42	43
古本市（人）		402	222	264

※ 2021～2022（R3～4）年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、講座やイベントの一部を実施しませんでした。

※ 環境基本計画に記載している市の公共施設から排出される温室効果ガス排出量について、目標設定時の値に修正がありましたので、2021（R3）年度の値を変更しています。

※ 環境基本計画に記載している環境学習講座の参加者数について、目標設定時の値に修正がありましたので、2021（R3）年度の値を変更しています。

2. 計画期間における市の主な実績

1) 一覧表

年度	主な実績
2024 (R6)	<ul style="list-style-type: none">・ごみとして排出された製品プラスチックのリサイクルを開始・環境学館いずみに電気自動車充電設備を2基設置・「坂戸市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」を制定
2025 (R7)	
2026 (R8)	
2027 (R9)	
2028 (R10)	
2029 (R11)	
2030 (R12)	
2031 (R13)	
2032 (R14)	
2033 (R15)	

3. 市の環境に関するデータ

1) 市の公共施設等への再生可能エネルギー設備導入状況

施設名	設置箇所	用途	種類・出力	
環境学館いずみ	屋根	館内照明・空調・売電	太陽光 (10kW)	
	駐車場	道路照明	太陽光 (0.055 kW)	風力 (0.072kW)
溝端公園	園内	照明灯・非常用電源	太陽光 (0.4kW)	風力 (0.6kW)
伊豆の山公園	トイレ	トイレ内照明	太陽光 (0.15kW)	
西坂戸運動公園	トイレ	トイレ内照明	太陽光 (0.01kW)	
勤労女性センター	駐車場	照明灯	太陽光 (0.07kW)	
坂戸小学校	校舎	校舎用電源	太陽光 (27.3 kW)	
入西地域交流センター	屋根	館内照明・コンセント	太陽光 (20 kW)	
東坂戸出張所	屋根	売電	太陽光 (11.42kw)	※施設は UR 都市再生機構の所有
北坂戸団地集会所	屋根	売電	太陽光 (30.95kw)	
西清掃センター	焼却施設	空調・熱供給	ごみ燃焼発熱量(基準ごみ 2炉運転 冬季)=23,725MJ/h うち空調・熱供給等利用=3,449 MJ/h	
勝呂地域交流センター	屋根	館内照明・コンセント	太陽光 (10.26kW)	
大家地域交流センター	屋根	館内照明・コンセント	太陽光 (10.26kW)	
高麗川コミュニティパーク管理棟	屋根	売電	太陽光 (10.8kW)	

2) 次世代自動車等の保有台数

車種 (台)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
電気自動車 (EV)	1	1	1	1	1
ハイブリット (HV)	3	3	3	3	3
プラグインハイブリット (PHV)	2	2	2	2	2
天然ガス自動車 (CGV)	2	2	2	2	1
燃料電池自動車 (FCV)	0	0	0	0	0
ガソリン車	90	90	89	90	90
合計	98	98	97	98	97

3) 市の公共施設等への電気自動車充電機器導入状況

施設名	種類等	設置台数	運用開始日
本庁舎	普通充電（200V用）	2基（公用）	2013（H25）年度
環境学館いずみ	普通充電（200V用）	1基（公用）	2016（H28）年度
	普通充電（6kw）	2基（一般用）	2024（R6）年度

4) 市の公共施設等のLED照明機器の導入状況

施設分類(%)	2024（R6）
本庁舎	74.3
小中学校	19.6
交流センター等その他の施設	38.5
道路照明灯・防犯灯等	99.9
全施設	48.5

※ LED照明機器の導入調査を2024（R6）年度から実施したため、過年度の記載はありません。

5) 西清掃センターの排出ガスの状況

実施事項		排出基準	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	1号炉	10	0.078	0.070	0.15	0.10
	2号炉		0.048	0.060	0.068	0.22
ダスト濃度 (g/m ³ N)	1号炉	0.25	<0.0041	<0.0036	<0.0033	<0.0035
	2号炉		0.0043	0.0036	0.0034	<0.0038
全硫黄酸化物濃度 (m ³ N/h)	1号炉	82.47	<0.0072	0.0078	0.0069	0.017
	2号炉		<0.0075	<0.0056	0.017	0.0087
窒素酸化物濃度 (ppm)	1号炉	250	118	110	99	85
	2号炉		107	89	101	102
塩化水素濃度 (mg/m ³ N)	1号炉	200	<4.6	2.3	<1.9	1.8
	2号炉		<3.5	<2.1	3.7	2.2

※ ダイオキシン類濃度の値は年1回の測定値、それ以外は年4回の測定の平均値になります。

6) サツキクリーンセンターの放流水の状況

実施事項	排出基準	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	7.2	7.5	7.4	7.4
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	60	1.1	1.4	1.5	0.95
浮遊物質 (SS) (mg/L)	60	<5	<5	<5	1.2
大腸菌群数 (個/ cm ³)	3,000	<30	<30	<30	0.083
全窒 (mg/L)	120	14	16	15	15
全リン (mg/L)	16	<0.10	<0.10	<0.10	<0.05
ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)	10	0	0.000066	0	0.0037

※ 2024 (R6) 年度から測定機器の定量下限値が変更されています。

※ ダイオキシン類濃度の値は年1回の測定値、それ以外の値は年12回の測定の平均値になります。

※ ダイオキシン類濃度について、2021 (R3) 年度・2023 (R5) 年度は定量下限値未満のため「0」と記載しています。

※ 定量下限値：信頼できる最小値

7) 光化学スモッグ注意報等の発令状況

発令状況	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
予報	2	9	6	16
注意報	2	5	3	9
警報	0	0	0	0

8) 市内河川の水質状況

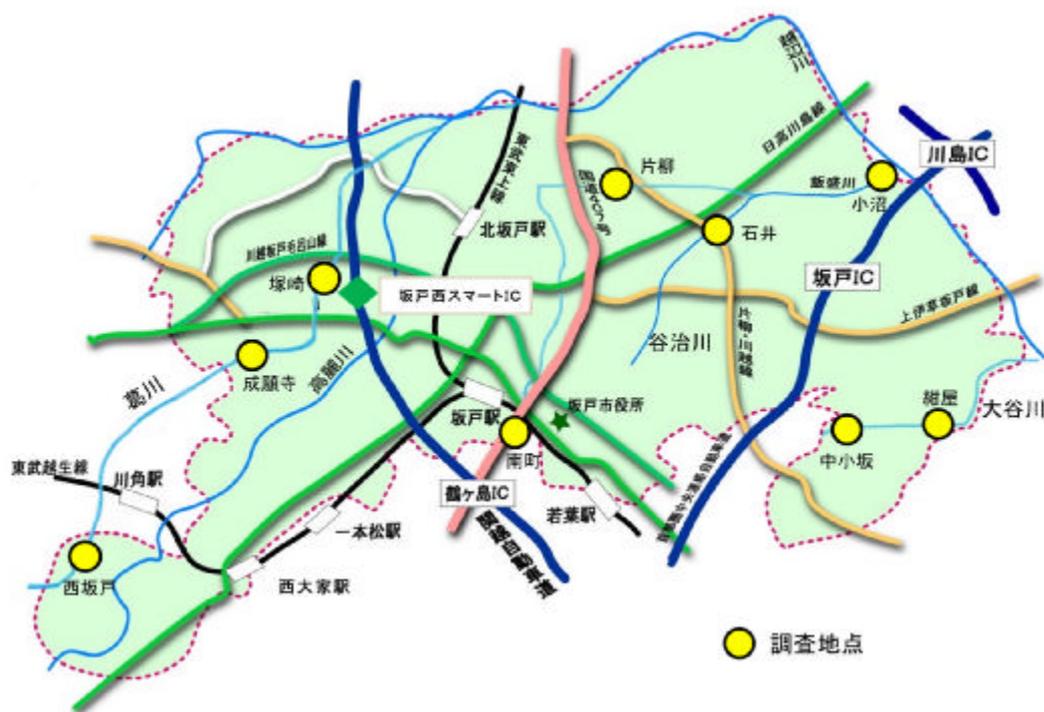
実施事項		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	
水素イオン濃度 (pH)	飯盛川	南町	7.3	7.4	7.5	7.5
		片柳	7.3	7.5	7.6	7.5
		小沼	7.5	7.5	7.7	7.6
	葛川	西坂戸	8.1	8.2	8.7	8.2
		成願寺	7.5	8.0	8.3	8.3
		塚崎	7.4	7.4	7.5	7.5
	谷治川	石井	7.3	7.3	7.4	7.4
	大谷川	中小坂	7.7	7.8	7.7	7.6
		紺屋	7.7	7.8	7.9	7.8
生物化学的酸素要 求量 (BOD) (mg/L)	飯盛川	南町	1.4	1.1	1.5	2.5
		片柳	3.4	7.3	6.9	5.2
		小沼	4.9	5.7	6.3	5.0
	葛川	西坂戸	0.9	0.8	1.1	1.3
		成願寺	1.3	1.6	3.6	9.1
		塚崎	1.0	0.8	0.9	0.8
	谷治川	石井	2.0	3.1	2.5	1.4
	大谷川	中小坂	1.9	3.0	1.5	1.4
		紺屋	1.6	1.7	1.8	0.9
浮遊物質 (SS) (mg/L)	飯盛川	南町	4.0	2.8	4.0	3.0
		片柳	4.3	4.5	6.0	4.0
		小沼	12.8	7.3	5.8	6.0
	葛川	西坂戸	9.5	3.0	11.0	12.0
		成願寺	4.0	4.5	7.8	16.0
		塚崎	7.8	5.0	5.5	4.0
	谷治川	石井	7.8	10.3	4.8	8.0
	大谷川	中小坂	6.3	4.3	4.0	3.0
		紺屋	5.0	3.5	5.0	3.0
溶存酸素量(DO) (mg/L)	飯盛川	南町	8.6	9.6	8.7	9.0
		片柳	8.5	8.5	7.9	7.5
		小沼	8.2	7.9	7.7	7.8
	葛川	西坂戸	10.5	11.2	12.0	11.0
		成願寺	9.9	9.6	8.5	8.4
		塚崎	9.4	9.3	9.6	8.9
	谷治川	石井	7.9	7.8	6.5	7.7
	大谷川	中小坂	10.2	10.0	9.6	9.4
		紺屋	9.9	10.1	9.7	9.9

実施事項		2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	
大腸菌数 (CFU/100mL)	飯盛川	南町		3,365	1,620	838
		片柳		224	193	180
		小沼		167	729	238
	葛川	西坂戸		305	316	385
		成願寺		293	255	1,452
		塚崎		103	64	82
	谷治川	石井		3,790	5,030	970
	大谷川	中小坂		376	890	838
		紺屋		78	504	175

※ 値は年4回の測定の平均値になります。

※ 2022 (R4) 年度に環境基準項目が大腸菌群数から大腸菌数に変更になったため、目標設定時の値を一部未測定として記載しています。

※ 水質汚濁に係る環境基準には、全ての公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と河川等の利水目的に応じた水域に区切って類型を設けた「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」があります。参考に記載の河川水質に係る環境基準は、生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）で、河川の類型ごとに定められており、高麗川、越辺川については類型指定されているため基準値があり、飯盛川、葛川、谷治川、大谷川については類型指定されていないため、環境基準がありません。



4. 環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第7条—第17条）

第3章 環境の保全等のための推進体制（第18条・第19条）

第4章 環境審議会（第20条—第29条）

附則

私たちのまち坂戸は、武蔵野の緑と高麗川の清流の織りなす恵み豊かな自然の中ではぐくまれ、歴史と文化を築き発展してきた。

しかしながら、都市化や生活様式の変化により私たちの社会経済活動は、生活の便利さや物の豊かさを求めて資源やエネルギーを大量に消費してきたため、身近な自然が次第に失われるとともに、水質の汚濁や大気汚染などの都市生活型公害や廃棄物問題などが顕在化してきている。

さらに、私たちを取り巻く環境では、地球の温暖化やオゾン層の破壊などが進行し、すべての生物の存続基盤である地球環境が脅かされつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を維持していくために必要となる安全でかつ快適な環境を享受する権利を有するとともに、人と自然が共生できる環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に努め、それを将来の世代に引き継がなければならない責務を有している。

私たちは、市、事業者及び市民がそれぞれの役割のもとに、自主的かつ積極的にその責務を果たし、相互の協力によって住みよい環境の保全と創造を推進し、「豊かな自然環境と共生するまちづくり」を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分に影響が及ぶ事態に係る環境の保全をいう。

3 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動で生ずる広範囲の大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭による人の健康又は生活環境（動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、安全で健康

かつ文化的な生活を将来にわたって維持することができるように、適切に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然が共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう適切に推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、地域の環境と密接にかかわっていることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、健全な生態系の保護を図るとともに、多様な自然環境の保全と創造に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止するとともに、自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理を行うこと。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するとともに、自然環境の適正な保全及び回復に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえ、坂戸市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境報告書の作成等)

第9条 市長は、環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等について、毎年度、報告書を作成し、公表するものとする。

(規制の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第11条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境の調査)

第12条 市は、環境の状況を把握し、又は環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な調査の実施に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第13条 市は、事業者及び市民が環境の保全等について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全等に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な環境保全活動の促進)

第14条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、第13条の環境教育及び環境学習の振興等並びに前条の自発的な環境保全活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第16条 市は、環境の保全等に関する施策を策定する場合には、市民の意見が反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全)

第17条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第3章 環境の保全等のための推進体制

(推進体制の整備)

第18条 市は、環境の保全等に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全等に関し、広域的な取組みを必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、坂戸市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) その他環境の保全等に関し必要なこと。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関職員

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第24条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第25条 会長は、審議会を招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第26条 審議会は、特定事項を調査審議するため必要があるときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員長及び委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

(関係者の出席)

第27条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、環境産業部環境政策課において処理する。

(委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(坂戸市環境審議会条例の廃止)

- 2 坂戸市環境審議会条例(昭和46年坂戸町条例第3号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に廃止前の坂戸市環境審議会条例の規定に基づき委嘱されている委員は、第22条第1項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第23条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月25日までとする。

附 則(平成26年条例第32号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

5. 用語解説

●あ行

暑さ指数 (WBGT)

熱中症を予防することを目的とし、人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい湿度、日射・輻射等周辺の熱環境、気温の3つを取り入れた指標をいう。暑さ指数が28を超えると熱中症患者が著しく増加するとされる。

大雨警報

大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生する恐れがあると予想したときに発表される。発表時には、特に警戒すべき事項を表題に明示して「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」のように発表される。

大雨特別警報

台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量になる大雨が予想される場合に発表される。発表時には、大雨警報と同様に、特に警戒すべき事項を表題に明示して発表される。

オープンガーデン

イギリスが発祥といわれており、個人の庭や花壇を一般に公開することをいう。

●か行

気候変動適応法

気候変動への適応策を法的に位置づけ、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割を明確化し、被害の回避・軽減を図るため、2018(H30)年に制定された。地域の実情に即し、地方公共団体の気候変動適応計画の策定を努力義務として規定している。

グリーンカーテン

夏の強い日差しを和らげ、室内の温度上昇を抑えるため、アサガオやヘチマ等のつる性の植物により建物の窓や壁を覆うことをいう。

コージェネレーションシステム

天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エン

ジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムの総称をいう。

●さ行

埼玉県エコアップ認証制度

事業者自ら環境に関する方針を定め、その達成に向けた取組を実施するとともに、CO₂削減及び廃棄物の排出抑制等環境負荷低減に優れた取組をしている事業所を県が認証する制度をいう。

埼玉県環境アドバイザー

豊富な経験や知識を有し、地域での環境保全活動や環境学習等に対して指導及び助言等を行う方として埼玉県が登録した人をいう。

埼玉県地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策の推進に関する法律第37条第1項の規定に基づき、地球温暖化防止の取組を進める者として知事が委嘱した人をいう。

坂戸市エコショップ認定制度

消費者、事業者や行政が一体となり環境保全、ごみ減量及びリサイクルの一層の推進を図るため、ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む市内の主として物品、食料品の小売店を認定し、広く市民に周知する制度をいう。

市民花壇

花いっぱい運動の一環として、公有地を活用し、市民ボランティアが管理する花壇をいう。

スマートコミュニティ

家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムをいう。

製品プラスチック

容器包装プラスチックやペットボトル等と異なり、プラスチック製のハンガー、定規、バケツ等製品そのものがプラスチック製のものをいう。従来、プラスチック製容器包装は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律により、分別収集、リサイクルが進められていたが、プラスチック製廃棄物の更なるリサイクル等を進めるため、2021(R3)年にプラスチックに係る資源循

環の促進等に関する法律が制定され、プラスチック製の製品についてもリサイクルを可能とした仕組みが設けられている。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことをいう。

ゼロカーボンシティ宣言

日常生活や経済活動等からの二酸化炭素を含む温室効果ガス排出量と、森林等による温室効果ガス吸収量が、プラスマイナスゼロとなる状態をカーボンニュートラルといい、二酸化炭素排出量実質ゼロを実現したまちを「ゼロカーボンシティ」という。昨今、こうした脱炭素社会に向けて、「2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロの実現」に取り組むことを地方公共団体が表明している。

●た行

地球温暖化対策の推進に関する法律

国全体が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律で、2021（R3）年には、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図るため、2050（R32）年までの脱炭素社会の実現を明記した改正が行われた。

厨芥類

家庭や飲食店、青果市場等の事業所から出る野菜くず、食べ残し等の生ごみをいう。

特定外来生物

外来生物法に基づき、国外由来の外来種のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されたものをいい、原則として輸入、放出、飼養、譲渡が禁止されている。

●な行

熱中症警戒アラート

熱中症の危険性が極めて高くなると予想された際に危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行為を促すための情報をいう。暑さ指数（WBGT）

の値が33以上と予想された場合、気象庁の予報区単位（一部を除き都道府県単位）で発表される。

●は行

ヒートアイランド現象

郊外に比べ都市部ほど気温が高くなる現象をいい、緑地の減少に加えて舗装、建物等による地表面被覆の人工化、密集した建築物による風通しの阻害等都市形態の高密度化、建物、工場、自動車等の人工排熱の増加が主な要因といわれている。

フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらを取りまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動をいう。

フードバンク

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動をいう。

ほ場整備

不整形な農地の区画を整形することにより、生産性の高い農地に作り変える事業をいう。

●ま行

まちのクールオアシス

埼玉県が熱中症予防対策の一環として実施する事業に賛同する公共施設や事業所等で、外出時の一時休息所の設置や熱中症情報発信拠点となる施設のことをいう。

●英数

4R

リデュース（Reduce：ごみを減らす）、リユース（Reuse：再利用する）、リサイクル（Recycle：再資源化）の3つのRに加え、リフューズ（Refuse：不必要なものは買わない、断る）を加えた4つのRをいう。

ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

建物の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備の導入により、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入し、

室内環境の質を維持したまま年間のエネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建物のことをいい、住宅の場合は ZEH（ゼッチ）、ビルの場合は ZEB（ゼブ）という。



坂戸市環境報告書

(令和7年度版)

令和8年3月発行

発行：坂戸市 環境産業部 環境政策課

〒350-0292

埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号

TEL 049-283-1331 (代)

049-283-1447 (直)

FAX 049-283-1691

URL <https://www.city.sakado.lg.jp>

Email sakado41@city.sakado.lg.jp